

# 平成 29 年度 ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課  
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

(平成 28 年度予算額)

3, 338 億円

→

(平成 29 年度予算案)

3, 588 億円

※厚生労働省関係予算を計上

「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

また、配偶者からの暴力被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

## 1. 支援につながる

### (1) 自治体窓口のワンストップ化の推進

○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施

(母子家庭等対策総合支援事業(114 億円)の内数)

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。

また、児童扶養手当の現況届の時期(毎年8月)等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

### (2) 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進【拡充・新規】

(婦人保護施設措置費、児童虐待・DV対策等総合支援事業等(177 億円)の内数)

○婦人相談員手当の改善

婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当について、勤務実態に応じた手当額となるよう、平成29年度においては、月額最大149,300円(現行月額106,800円)に見直しを図る。

○婦人相談員等の研修の充実

都道府県において、婦人相談員等の経験年数等に応じた研修が実施できるよう、研修実施回数の増加(年1回→年3回)を図る。

○婦人保護施設等における支援の充実

- ① 婦人相談所の一時保護所や婦人保護施設における同伴児童対応職員の配置を拡充することにより、同伴児童に対する支援体制の強化を図る。

※ 同伴児童対応職員の配置

(現行) 最大2名まで配置可能 → 最大3名まで配置可能

- ② 婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給することにより、自立のための就労支援の充実を図る。

(3) その他

○子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進 (保健福祉調査委託費)

77 百万円

今後の子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する調査研究等を実施する。

○母子家庭等自立支援対策費

3 百万円

母子・父子自立支援員の全国研修会の開催等を通じて、ひとり親家庭等の自立支援を推進する。

○ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施

9 百万円

母子・父子福祉団体等の民間団体が全国的・広域的に行うひとり親家庭等の自立支援に資する事業への財政支援を通じ、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図る。

○在宅就業に関する情報提供

12 百万円

子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母等にとって、仕事と家庭の両立を図りやすい働き方である在宅就業を推進するため、先駆的な取組事例等を収集・集約し、情報提供を行うこと等により、地方自治体等の取組の促進を図る。

**2. 生活を応援**

(1) 子どもの生活・学習支援事業 (居場所づくり) の実施

(母子家庭等対策総合支援事業(114 億円)の内数)

放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施する。

(2) 児童扶養手当の支給

1,784 億円

児童扶養手当法の改正による第2子加算額及び第3子以降加算額の増額を踏まえ引き続き児童扶養手当の支給の着実な実施を図る。

※平成29年4月から、多子加算額に物価スライドを導入 (第1子と同じ取扱)

(3) 養育費の確保支援

○養育費相談支援センター事業 56 百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談にあたる人材養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。

○母子家庭等就業・自立支援事業

(母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数)

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施し、母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、弁護士による養育費相談を実施する。

(4) 母子父子寡婦福祉貸付金 36 億円

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行う。

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

(母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数)

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援する。

また、安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合の定期的な利用を推進する。

**3. 学びを応援**

(1) 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化【拡充】 (35億円の内数)

生活困窮世帯の子どもの支援するため、学校や教育委員会等との定期的な情報共有、関係の構築など、教育機関との連携強化を図る。

(母子家庭の母等以外の者の分を含め社会・援護局予算に計上。)

(2) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施

(母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数)

ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

(3) ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施(親の学び直し支援)

(母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数)

ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

#### 4. 仕事を応援

##### (1) 就職に有利な資格の取得支援

###### ○母子家庭等自立支援給付金事業の推進【拡充】

(母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数)

###### ・高等職業訓練促進給付金の支給

ひとり親家庭の親が、看護師等の自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費負担を軽減するために給付金を支給する。

###### ・自立支援教育訓練給付金の充実

雇用保険の受給資格のないひとり親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する(費用の6割:上限20万円)。

さらに、雇用保険の受給資格があり、一般教育訓練給付(費用の2割:上限10万円)の支給を受けるひとり親に対しても、費用の6割(上限20万円)との差額を上乗せして支給する。

###### ○母子家庭等就業・自立支援事業【再掲】

(母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数)

母子家庭等就業・自立支援センター等で、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する。

##### (2) ひとり親家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン～

###### ○生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

(生活保護受給者等就労自立促進事業費等(66億円)の内数)

生活保護受給者及び児童扶養手当受給者を含む生活困窮者に対するより効果的な自立支援のため、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を推進する。(母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。)

###### ○マザーズハローワーク事業の推進【拡充】

(マザーズハローワーク事業推進費等(33億円)の内数)

マザーズハローワーク事業について、事業拠点の拡充(189か所→194か所)を行うとともに、マザーズハローワークに加え、一部のマザーズコーナーにもひとり親支援専門の就職支援ナビゲーターを追加配置し、ひとり親支援を行うNPO法人等との連携も強化しながら、ひとり親の就職支援への取組を一層充実させる。(母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。)

○トライアル雇用奨励金の活用（トライアル雇用奨励金（38億円）の内数）  
「トライアル雇用奨励金」の活用により、母子家庭の母等の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

○特定求職者雇用開発助成金の活用  
（特定求職者雇用開発助成金（748億円）の内数）  
高齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給する。  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

○キャリアアップ助成金の活用【拡充】  
（キャリアアップ助成金（501億円）の内数）  
「キャリアアップ助成金」の活用により、母子家庭の母等を含む有期契約労働者等の正規雇用等への転換等を推進する。  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

(3) ひとり親家庭の親が利用しやすい職業能力開発の推進

○母子家庭の母等に対する職業訓練の実施（36億円の内数）

- ・ 託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施  
母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、公的職業訓練において、育児等による時間的制約のある方向けの短時間訓練コースの設定や、託児サービス支援の提供を推進する。  
また、「母子・父子自立支援プログラム」の対象者等に対しては、母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、「職業訓練」に先立ち、就職の準備段階としての「準備講習」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業能力開発局予算に計上。）
- ・ 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施  
公共職業訓練において、配偶者からの暴力（DV）被害者である母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施する。  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業能力開発局予算に計上。）
- ・ 雇用型訓練を活用する企業に対する支援等の実施  
ジョブ・カード制度の推進及び雇用型訓練を活用する企業を支援するための取組等を実施する。  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業能力開発局予算に計上。）

○公共職業訓練におけるeラーニングコースの新設【新規】  
（43百万円の内数）  
通所の方法によっては訓練の提供が困難であると考えられる、ひとり親等の家庭的制約を抱える者及び公共職業訓練を利用できない離島・僻地等の求

職者を対象として、eラーニングによる職業訓練機会の提供を行う。  
(母子家庭の母等以外の者の分を含め職業能力開発局予算に計上。)

#### (4) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

(母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数)

ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

また、自立支援プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持するとともに、更なる目標が設定できるよう、アフターケアを実施する。

### 5. 住まいを応援

生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

(17億円の内数)

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者に対して有期で家賃相当額を支給することにより、住居の確保と就労機会の確保に向けた支援を行う。(母子家庭の母等以外の者の分を含め社会・援護局予算に計上。)